

令和2年度

公益財団法人神戸市産業振興財団
事業概要

経 済 観 光 局

目 次

I. 財団設立の趣旨	1
II. 財団の概要	
1 名称	2
2 設立年月日	2
3 所在地	2
4 基本財産	2
5 組織及び職員数	2
6 役員	3
III. 定款	4
IV. 令和元年度事業報告	
1 事業報告	12
2 事業別収支明細書	20
3 正味財産増減計算書	21
4 貸借対照表	22
5 財産目録	23
6 事業別収入明細書	24
7 事業別支出明細書	25
8 収支計算書	26
9 財務状況の推移	27
V. 令和2年度事業計画	
1 事業計画	28
2 経営改善の取組状況	34
3 事業別予定収支明細書	35
4 予定正味財産増減計算書	36
5 予定貸借対照表	37
6 事業別予定収入明細書	38
7 事業別予定支出明細書	39
8 収支予算書	40
VI. 令和元年度主要事業計画・実績比較	41
VII. 主要事業の推移（平成29年度～令和元年度）	42

I. 財団設立の趣旨

日本経済の情報化・高度化が著しく進展し、急速な技術革新が進むなか、神戸市産業が21世紀に向けて、より活力に富んだ成長を遂げるためには、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる産業への構造転換および各企業における経営基盤の強化が肝要である。とりわけ、神戸経済において大きな役割を担っている中小企業は、持ち前の機動性、創造性を十分に発揮しつつ、神戸経済をリードする役割を果たすことが期待されている。

このような状況において、各企業の自助努力を促進しつつ、従来にも増して新しい時代に対応した人材育成、情報力・技術力の強化等高度な支援サービスの展開が求められている。また、社会の新しいニーズを先取りする事業活動を行う創業まもない企業を支援することも、創意あふれる神戸経済の発展において重要である。

このような時代の要請に円滑に対応するには、市、産業界および学界が一体となり、各界の人材の交流およびノウハウの融合を通じて総合的な支援事業を展開することがきわめて効果的である。

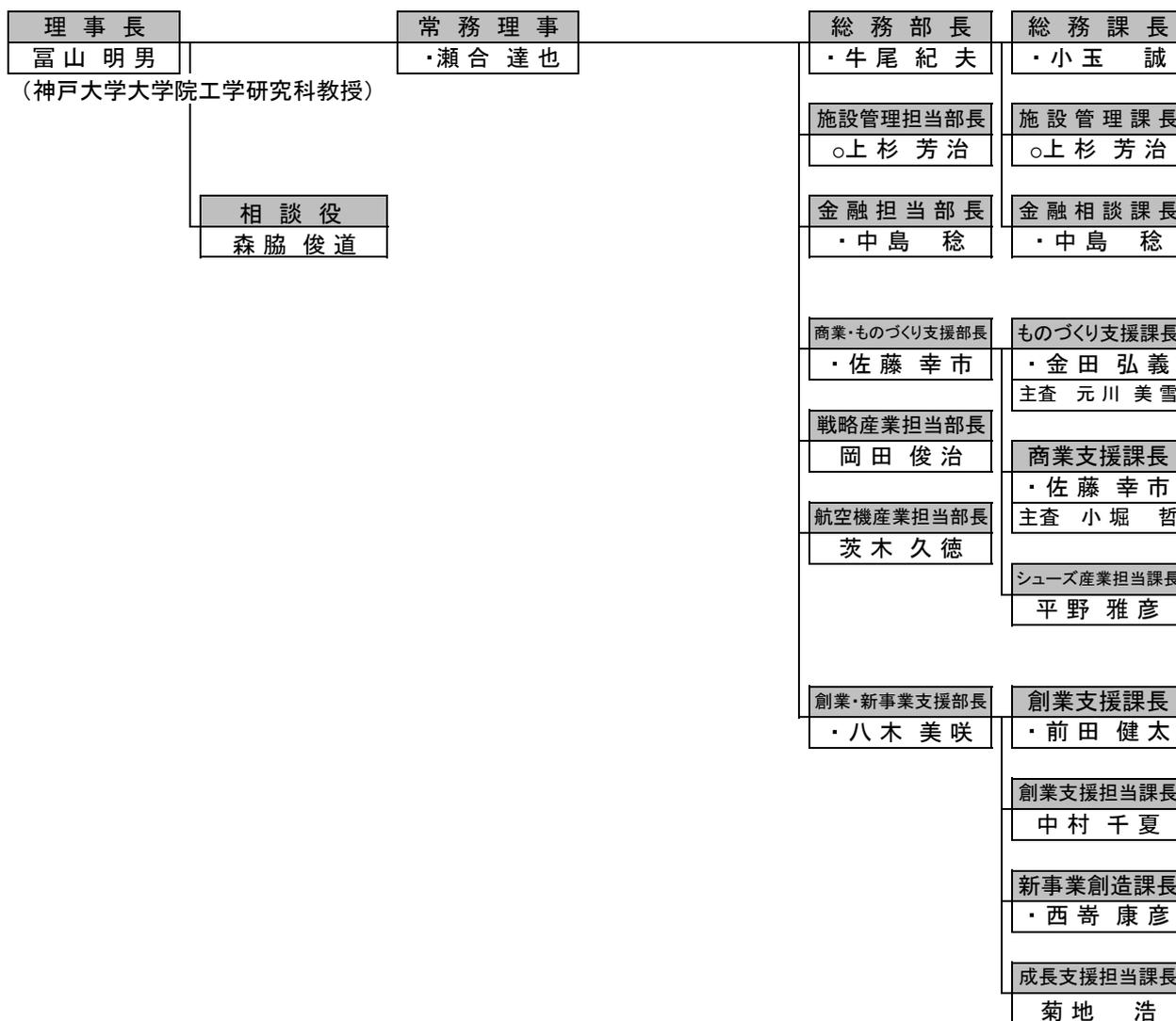
このようなことから、産・学・官の連携に基づき、神戸市産業の情報化、高度化を推進することにより、市内産業の基盤強化と振興をはかり、もって神戸経済の発展に寄与することを目的として「財団法人神戸市産業振興財団」を平成4年3月に設立したものである。

なお、平成13年4月から、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターとしての指定を受け、より一層の神戸経済の発展に努めている。

また、平成23年4月1日付で、公益財団法人に移行した。

II. 財団の概要

- | | |
|-----------|--|
| 1 名称 | 公益財団法人 神戸市産業振興財団 |
| 2 設立年月日 | 平成4年3月13日 |
| 3 所在地 | 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号
神戸市産業振興センター6階 |
| 4 基本財産 | 636,054,675円(神戸市全額出捐) |
| 5 組織及び職員数 | |
| (1) 組織 | (注)・は、神戸市派遣職員。また、○は神戸市退職職員を表す。
(令和2年7月1日現在) |



(2) 職員数

(令和2年7月1日現在)

所 属		区 分	常 務	部 長	課 長	主 査	職 員	嘱 託 等	合 計
総 務 部	総 務 課		1 (1)	1 (1)	1 (1)		3	1	7 (3)
	施 設 管 理 課			1	※1		1	1	3
	金 融 相 談 課			1 (1)	※1 (1)		3 (3)	3	7 (4)
商業・ものづくり支援部	ものづくり支援課		3 (1)	1 (1)	1		2	3	10 (2)
	商 業 支 援 課				※1 (1) 1	1	2	3	7
創業・新事業支援部	創 業 支 援 課		1 (1)	2 (1)			1	1	5 (2)
	新 事 業 創 造 課				2 (1)		1	1	4 (1)
合 計			1 (1)	7 (4)	7 (4)	2	13 (3)	13	43 (12)

(注)※は兼務・事務取扱。()内は、神戸市派遣職員で内数。アルバイト含まず。

6 役員

(令和2年7月1日現在)

役員の種類別	氏名(敬称略)	所属団体及び役職名
評 議 員	阿知波 規之	(一社)神戸市機械金属工業会 会長
評 議 員	小田 俱義	(公財)神戸ファッション協会 会長
評 議 員	小山 喜三	神戸市商店街連合会 会長
評 議 員	長田 庄太郎	神戸商工会議所 貿易部会長
評 議 員	永吉 一郎	(株)神戸デジタル・ラボ 代表取締役
評 議 員	西村 順二	甲南大学 経営学部 教授
評 議 員	森 有美	弁護士
評 議 員	西尾 秀樹	神戸市経済観光局 局長 兼企画調整局 医療・新産業本部長
理 事 長	富山 明男	神戸大学大学院工学研究科 教授
常 務 理 事	瀬合 達也	神戸市経済観光局 担当部長
理 事	大西 巧	(一社)兵庫県信用金庫協会 常務理事
理 事	桂田 重信	神戸市商工団体総連合会 会長
理 事	楠山 泰司	(株)神戸製鋼所 総務部長
理 事	津田 佳久	神戸商工会議所 常務理事
理 事	中村 啓	川崎重工業(株)総務本部 総務部長
理 事	廣田 章光	近畿大学経営学部 教授
理 事	宮本 要	(公社)兵庫工業会 専務理事
理 事	村上 昭二	(公財)新産業創造研究機構 技術移転部門長
理 事	吉岡 治	神戸市小売市場連合会 会長
監 事	高島 章光	弁護士

Ⅲ. 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸市産業振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市における事業者の経営革新、人材育成、産学官連携、創業及び貿易などの促進等により、市内産業の基盤強化と振興を図り、もって神戸経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業等の支援に関する事業（無料職業紹介事業を含む）
- (2) 神戸市が設置する公の施設の管理運営等に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市及びその周辺において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

3 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項を評議員会において説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴

- (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事，監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 4 評議員会は，前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて，補欠の評議員を選任することができる。
- 5 前項の場合には，評議員会は，次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは，その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては，当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは，当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 6 第4項の補欠の評議員の選任に係る決議は，当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで，その効力を有する。
- (任期)
- 第12条 評議員の任期は，選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は，退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は，第10条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお評議員としての権利義務を有する。
- (評議員に対する報酬等)
- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には，その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は，評議員会において別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は，すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は，次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する費用弁償の基準

- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された2名が、これに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上13名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、それぞれ各1名を副理事長、専務理事及び常務理事とすることができる。
- 4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、前項の副理事長、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 相談役

(相談役設置)

第32条 この法人に、任意の機関として、1名の相談役を置くことができる。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

- 4 相談役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する理事会の終結の時までとする。
- 5 第26条の規定は、相談役について準用する。この場合において、同条中に「理事及び監事」とあるのは、「相談役」と読み替えるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第34条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第35条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を得て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度

の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

以下

3～6（略）

：別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金額等
投資有価証券等	636,054,675円

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和元年6月24日から施行する。

IV. 令和元年度事業報告

1 事業報告

令和元年度の我が国経済は、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復してきたが、2月頃より感染拡大が始まった新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に下押され厳しい状況にある。

中小企業の業況は、基調としては緩やかに改善してきたが、2月以降売上減少、取引先の事業停止、仕入困難等により深刻なものとなっている。

こうした状況の中、当財団は、市の産業振興行政の一翼を担う団体として、地域の中小企業の成長・発展を支援するため、地域の関係機関・団体との連携をさらに強化していくとともに、イノベーションの創出、起業・創業の支援、新分野進出の支援、販路開拓・拡大の支援、人材確保・育成の支援、経営課題の解決等の各種施策を着実に推し進めた。

新たな取り組みとして、女性起業家向けに、子育て世帯をターゲットにした交流会や、創業直後の課題に焦点を充てたセミナー等を実施することによるネットワーク形成等の支援を行った。

加えて、3月には新型コロナウイルス感染症拡大対策として、中小企業を対象とした臨時アンケートを実施したほか電話による臨時相談窓口を設置した。

また、市施設の指定管理者として、神戸市産業振興センターの利用促進とサービス向上に取り組んだ。

1. 公益目的事業

(1) 中小企業等支援事業

ア イノベーションの創出

交流型事業創造サロン「神戸起業操練所」

経済の活性化・雇用の促進・都市の魅力づくりを行うため、一般起業家、企業・社会人、教育機関・学生、またクリエイティブな人材など、多様な人材が交流・融合する「場と機会」を提供し、新規事業の立ち上げと新事業の成長を支援した。

神戸市が取り組む「都市型創造産業の集積」事業の一翼を担うべく、多数のクリエイティブ系起業家支援施設の運営実績を持つ事業者に委託し、これまでの起業家支援メニューに加えて、クリエイティブ人材の育成や企業とのマッチングメニューを用意し、積極的に取り組んだ。

・メンバー数（令和2年3月末時点）：1,228名

・支援プログラム

起業・新事業相談 : 295件

クリエイター起業相談 : 20件

クリエイティブ活用相談 : 6件

セミナー・交流会 : 22回

連続プログラム：全4回（ACE-KOBE, Projection-KOBE, クリエイターズ
ワークショップ神戸, 神戸オリエンタルホテル150周年
プロジェクト）

- ・新事業・新規企業数 76件

イ 起業・創業の支援

（ア）神戸開業支援コンシェルジュ

神戸市内の中小企業支援機関が、創業支援を行うチームを組み、それぞれの強みを生かして、起業・開業に関するセミナーや様々な課題を解決するための専門相談、経営サポート付オフィスの提供など、開業に特化した支援を行った。

産業競争力強化法の支援制度に基づき、コーディネータ11名を配置して相談体制を強化したほか、夜間相談や訪問相談を実施し創業者数の増加に取り組んだ。また、民間媒体を活用し、創業事例の発信と訪問相談による事後フォローに取り組んだ。

- ・相談件数 803件（令和元年度新規相談者数208名）
- ・創業件数 117件
- ・創業基礎セミナー 135名
- ・集中支援プログラム 1件
- ・K O B E 創業塾 受講者 女性編 25名
シニア編は新型コロナウイルス感染予防のため開催中止
- ・神戸・大創業者祭 コロナウイルス感染予防のため開催中止

（イ）インキュベーション施設（神戸ハーバーオフィス）の提供等

将来の神戸経済を担う起業家の育成・支援をはかるため、神戸市産業振興センター内に「創業準備オフィス」、「スモールオフィス」、「企業育成室」を設置し、低廉な事業スペースの提供と経営支援を行った。

支援実績

- ・創業準備オフィス（13ブース）：起業を準備する段階
卒業 7社 新規入居 3社（年度末入居状況：7/13室）
- ・スモールオフィス（16室）：起業し事業を始めた段階
卒業 10社 新規入居 6社（年度末入居状況：12/16室）
- ・企業育成室（6室）：事業化し、成長を始めた段階
卒業 2社 新規入居 4社（年度末入居状況：5/6室）
- ・入居率 76.2%

ウ 新分野進出の支援

（ア）航空機産業参入支援事業

航空機産業担当部長を継続配置し、神戸航空機クラスター研究会を通じた以下の支援を実施するとともに、パリ航空ショー等を通じて海外メーカーを

視察調査した。

- ・大手川下企業への営業活動やビジネスマッチングへの出展に関するアドバイスの実施
- ・内部監査の実施と結果の共有や現場の課題解決に有益な IoT ツールの検討・開発等、品質保証体制の整備に関するアドバイスの実施
- ・生産管理方法の改善に向けた会員個社指導の実施

(イ) 水素産業参入支援事業

水素関連産業への参入を目指す中小製造業に対し、大学や協力大手企業による講演会、実証事業・研究開発施設見学会等を実施するとともに、水素クラスター勉強会会員企業の技術シーズを調査して、事業計画策定等のサポートを行う事業化支援を実施した。

神戸水素クラスター勉強会への支援

- ・水素産業参入支援に必要な技術指導と新製品・新事業創出のための技術経営支援を行うとともに、令和元年度は各分科会の実証事業の補助金申請および、要素開発のマネジメント支援を実施した。

エ 販路開拓・拡大の支援

(ア) 神戸発・優れた技術

優れた技術や製品を有する市内中小製造業を調査・発掘し、「神戸発・優れた技術」として認定するとともに、初回認定から 10 年を経過した認定企業の技術の再認定を行った。

また、認定企業の技術・製品や強みをわかりやすく紹介した冊子やウェブサイト等により、国内トップレベルにある優れた技術を有する企業が市内に集積していることを全国に発信し、販路開拓・拡大や人材確保・育成などの支援を行った。

- ・新規認定 2 社
- ・更新認定 5 社
- ・認定企業数 118 社（令和 2 年 3 月 31 日現在）

(イ) 神戸セレクション

神戸らしいお洒落で良質な商品を公募・選定し、インターネットショッピングモールや百貨店で展示販売会等を行い、新たな神戸ブランドの創出、販路拡大を支援した。

13 年目となる令和元年度は、次期「神戸セレクション. 2020」を選定し、販路開拓拡大活動としては「神戸セレクション. 2019」を展開した。

インターネットでの販売会については、楽天市場販売会を開催して販路開拓に努めた。また、B to B（企業間取引）の促進に向けた取り組みとして、卸売分野における販路開拓を実施した。

- ・選定件数 50 件（応募件数 60 件）

- ・百貨店での展示販売会
売上額 約4億3,100万円 (18回 計143日間)
- ・インターネットモールでの展示販売会
売上額 約7億4,500万円 (50日間)

(ウ) 大手企業等とのビジネスマッチング

中小企業の主要な経営課題である「販路開拓」を支援するため、大手企業等とのビジネスマッチング等を行った。

① 成長産業分野への中小製造業の参入促進支援

航空機産業や水素産業等今後成長が期待される産業分野において、他機関のビジネスマッチング事業を活用し、大手川下企業へ市内中小製造業を紹介するとともに、事業化支援を実施した。

② 新たな中小企業販路開拓支援事業

神戸商工会議所と連携してバイヤー招聘個別商談会の開催や駅ナカ等の販売チャレンジパイロットショップの運営を行った。

- ・個別商談会 商談回数 16回
商談件数 300件
- ・販売チャレンジパイロットショップ 81社に販売機会(延べ230日間)を提供。

オ ものづくり人材確保・育成の支援

(ア) 無料職業紹介事業「KOBEM無料職業紹介所(はたらこうべ)」

人手不足に悩む中小製造業者のものづくり人材の確保を支援するため、無料職業紹介事業により、工業高等専門学校や工業高校、大学等と連携し、神戸地域で働きたい方と中小製造業者のマッチングを行った。

- ・マッチング件数 69件(採用17件)

(イ) 女性対象ものづくりの仕事紹介セミナー

関係機関と連携し、未就労女性を対象にもものづくりの仕事への関心を高めるためのセミナーを開催した。

- ・受講者数 46名

※令和2年度は予算措置がなくなったため、実施予定なし。

(ウ) 人づくり研修

体系的な研修の実施が困難な中小製造業者における人材の育成と定着を支援するため、若手従業員やリーダー等を対象とした基礎研修を行った。

- ・受講者数 224名

(エ) 工業高校生の中小企業へのインターンシップ

市内中小製造業者と市立工業高校（科学技術高校，神戸工科高校）との連携により，インターンシップや企業実習を通じて，優れた技術力を発揮するものづくり人材の育成を支援した。

- ・インターンシップ 受入企業 11 社 参加者 34 名
- ・企業実習 受入企業 3 社 参加者 180 名

(オ) 神戸マイスター

神戸市が「神戸マイスター」として認定した全国的に通用する卓越した技術・技能者について，「神戸マイスター交流サロン」等の実施により，その社会的認知の向上をはかるとともに，「ゲストティーチャー制度」等を活用した後進の指導等により，優れた技術・技能を継承・発展させる人材の育成を支援した。

- ・神戸マイスター 1 名認定（平成 5 年度創設後累計 60 職種 122 名）
（参考）
- ・神戸アグリマイスター 2 名認定（平成 18 年度創設後累計 17 名）

カ 経営課題の解決支援

(ア) 専門家派遣

中小企業等に対して必要な専門家を派遣し，経営に関する多様な課題解決を支援した。また，利用促進のため，新規利用者を対象とした無料体験キャンペーンを行った。

① 商店・工場等個別企業に対する専門家派遣

新製品開発等の経営革新をはじめとした経営力の向上への取り組みや，店舗計画に関する相談等を支援した。

〔派遣企業数〕 経営革新	31 件	93 回
食の神戸	4 件	40 回
I T 導入支援	10 件	49 回

② 団体等に対する専門家派遣

経営計画の策定や共同事業などに取り組む商店街・小売市場の活性化等を支援した。

〔派遣団体数〕 商業まちづくり	2 件	11 回
-----------------	-----	------

(イ) 出張型中小企業成長支援事業

次代の有望企業を発掘・支援していくために，地元金融機関と連携し，出張型の中小企業成長支援を実施した。ヒアリングによりニーズを把握した上で，支援策の提案や柔軟な支援を行った。

- ・訪問件数 165 社
（新規 145 社，複数回訪問 20 社，事業承継掘り起こし訪問 43 社）

- ・訪問後の支援メニュー利用・橋渡し件数 53 社

(ウ) 100年経営支援事業(事業承継支援)

中小企業の事業承継の円滑化をはかるため、企業ヒアリングや専門家の訪問相談を通じて事業承継のニーズの掘り起こしや、専門家による支援、後継者不在企業と起業家等外部人材とのマッチングに取り組んだ。

なお、金融機関との連携にも積極的に取り組み、兵庫信用金庫との連携協定の締結を行った。

- ・訪問企業数 100 社
- ・専門家支援 38 社
- ・マッチング支援件数 14 社 (3 件が成立, うち 1 件が譲渡済み)

(エ) 中小企業実態把握調査

中小企業の経営者へヒアリング調査を行い、経営課題や支援ニーズを把握するとともに、当財団の支援施策を紹介した。調査結果は、今後の事業展開および当財団や支援施策の認知度向上の取り組みに活かしていく。

- ・調査件数 200社

(オ) ワンストップ相談窓口

市内中小企業者の様々な経営課題に対応するため、神戸商工会議所等と連携して経営や金融に関する窓口相談や弁護士、技術士による専門家相談を行った。

金融相談窓口では、兵庫県中小企業融資制度をはじめとした支援施策の案内を行った。

- 金融・経営等総合相談 5,988 件
- 専門家相談 123 件 (弁護士 52 件、技術士 71 件)

(カ) 新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、当財団がこれまで支援してきた企業を対象に、アンケートの実施及び兵庫県中小企業診断士協会と協力し、電話による個別アプローチを行い、具体的な解決策の提案等の支援を行った。

- アンケート回答企業 227 件
- 電話による個別アプローチ 344 件

(キ) セミナー・研修

神戸市産業振興センター内において、ソフトウェア研修を実施した。

- ソフトウェア研修 126 講座, 受講者 1,682 名

(ク) 産学官連携事業

① 神戸生産技術研究会

機械金属加工関係の大手・中小企業の技術者を中心に、大学、大手企業の研究所、公設試験研究機関等の研究者が加わった産学官の技術研究グループ「神戸生産技術研究会」において、生産システム・加工技術・情報処理技術等をテーマにした講演会や見学会を開催した。

- ・定例会 9回（講演会5回，見学会4回）

② 神戸産学官交流会

新たな事業展開や技術開発に意欲的な企業の経営者等，産学官交流に理解のある学識経験者及び行政が加わった「神戸産学官交流会」において，講演会や見学会を実施した。

- ・定例会 11回（講演会10回，見学会1回）

(2) 施設の管理運営

神戸市産業振興センターの管理運営

市内産業振興をはかる拠点施設の第4期指定管理者（平成29～令和2年度）として，施設の利用促進をはかるとともに，顧客サービスの向上に努めた。

<具体的な内容>

- ・「消費税軽減税率制度等説明会」の開催
- ・会議室のマイクロホンシステムデジタル化および照明LED化
- ・レセプションルームのカーペット更新及び照明LED化
- ・使用料収入 34,734千円

区 分	会議室(11室)	ホ ー ル	レセプションルーム(2室)	合 計
利用日数(日)	239	197	176	
利用率(%)	72.1	59.9	53.0	
利用人数(人)	157,346	136,568	41,450	335,364

注：利用率＝利用日数÷稼働日数×100 ホールについては耐震化工事期間を除き329日，会議室およびレセプションルームについては新型コロナウイルスによる休館期間を除き稼働日数331日で算出。

2. 収益事業等

(1) 施設事業

神戸市産業振興センター内においてレストランと自動販売機を設置し施設利用者の利便性の向上をはかった。

(2) シューズ産業販路開拓支援事業

神戸市の委託を受けてケミカルシューズ産業の販路開拓支援として、東京銀座のマロニエゲートにおける「神戸シューズ」常設店の運営（令和元年8月迄）、百貨店販売会では令和元年7月～令和2年3月に京都・大阪・東京2回・神戸で計5回の出店、ネット販売では楽天サイトの運営を行った。

2 事業別収支明細書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位:円)

科 目	収 入	支 出	収支差額
公益目的事業会計	520,146,746	519,485,809	660,937
中小企業等支援事業	286,272,063	286,111,285	160,778
イノベーション創出・創業支援事業	66,805,533	66,131,970	673,563
販路開拓・拡大支援事業	85,403,520	86,371,545	△ 968,025
人材確保・育成支援事業	20,582,619	21,181,626	△ 599,007
経営課題解決支援事業	113,480,391	112,426,144	1,054,247
施設管理運営事業	129,328,003	133,374,524	△ 4,046,521
産業振興センター管理運営事業	129,328,003	133,374,524	△ 4,046,521
共通	104,546,680	100,000,000	4,546,680
収益事業等会計	78,352,237	78,241,682	110,555
施設事業	9,562,267	9,451,712	110,555
シューズ産業販路開拓支援事業	39,538,300	39,538,300	0
その他事業	29,251,670	29,251,670	0
法人会計	42,368,613	38,202,610	4,166,003
管理業務	42,368,613	38,202,610	4,166,003
合 計	640,867,596	635,930,101	4,937,495

3 正味財産増減計算書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	6,495,257
特定資産運用益	9,144
事業収益	238,314,492
受取補助金	282,541,682
受取負担金	12,492,700
受取寄付金	2,112
雑収益	1,014,321
賞与引当金戻入額	11,281,456
経常収益計	552,151,164
(2) 経常費用	
事業費	511,428,675
管理費	40,019,787
経常費用計	551,448,462
評価損益等調整前当期経常増減額	702,702
特定資産評価損益等	0
評価損益等計	0
当期経常増減額	702,702
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
受取寄付金	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
除却損失	0
寄付金振替額	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	702,702
法人税、住民税及び事業税	122,000
当期一般正味財産増減額	580,702
一般正味財産期首残高	124,805,903
一般正味財産期末残高	125,386,605
II 指定正味財産増減の部	
受取寄付金	
基本財産運用益	6,495,257
特定資産運用益	0
一般正味財産への振替額	△ 6,497,369
当期指定正味財産増減額	△ 2,112
指定正味財産期首残高	636,069,555
指定正味財産期末残高	636,067,443
当期正味財産増減額	578,590
正味財産期首残高	760,875,458
III 正味財産期末残高	761,454,048

4 貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	198,882,649	未払金	48,939,706
未収入金	422,980	前受金	6,689,338
未収金	4,210,706	預り金	19,252,971
前払費用	1,390,574	賞与引当金	11,540,119
流動資産合計	204,906,909	流動負債合計	86,422,134
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	45,562,440
投資有価証券	627,367,036	固定負債合計	45,562,440
預金	8,687,639	負債合計	131,984,574
基本財産合計	636,054,675		
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
什器備品	12,768	1. 指定正味財産	
退職給付引当資産	45,562,440	寄付金	636,054,675
普通預金	6,517,050	受贈什器備品	12,768
特定資産合計	52,092,258	(うち基本財産への充当額)	(636,054,675)
(3) その他固定資産		(うち特定資産への充当額)	(12,768)
什器備品	384,780	指定正味財産合計	636,067,443
その他固定資産合計	384,780	2. 一般正味財産	
固定資産合計	688,531,713	一般正味財産	125,386,605
		(うち基本財産への充当額)	(0)
		(うち特定資産への充当額)	(6,517,050)
		正味財産合計	761,454,048
資産合計	893,438,622	負債及び正味財産合計	893,438,622

5 財 産 目 録

令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	198,882,649	未払金	48,939,706
現金	80,000	神戸市精算返還金等	
預金	198,802,649	前受金	6,689,338
三井住友銀行 他		神戸セレクション選定企業参加負担金等	
未収入金	422,980	預り金	19,252,971
シューズ産業事業における3月度売上等		神戸セレクション百貨店雇事の売上等	
未収金	4,210,706	賞与引当金	11,540,119
神戸市受託事業の精算等		職員の翌年度の6月賞与分	
前払費用	1,390,574		
令和2年度にかかる傷害保険料等の諸経費			
流動資産合計	204,906,909	流動負債合計	86,422,134
固定資産		固定負債	
基本財産		退職給付引当金	45,562,440
投資有価証券	627,367,036	固有職員分	
ノルウェー輸出金融公社債	100,000,000	固定負債合計	45,562,440
第62回利付国庫債券(20年)	98,682,982	負債合計	131,984,574
第62回利付国庫債券(20年)	98,752,561		
神戸市平成25年度第1回公募公債(10年)	200,000,000	(正味財産の部)	
第401回大阪府公募公債(10年)	29,931,493	正味財産合計	761,454,048
ユーロ円建パワーリハースデュアル債	100,000,000		
定期預金(但馬銀行)	8,687,639		
基本財産合計	636,054,675		
特定資産			
什器備品	12,768		
中小企業基盤整備機構受贈 1件			
退職給付引当資産 定期預金	45,562,440		
神戸信用金庫 他			
普通預金	6,517,050		
特定資産合計	52,092,258		
その他固定資産			
什器備品	384,780		
神戸市産業振興センター備品			
その他固定資産合計	384,780		
固定資産合計	688,531,713		
資産合計	893,438,622	負債及び正味財産合計	893,438,622

6 事業別収入明細書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位:円)

科 目	合 計	内 訳			
		事業収入	受託料収入	補助金収入	その他収入
公益目的事業会計	520,146,746	38,858,881	132,999,892	243,741,293	104,546,680
中小企業等支援事業	286,272,063	38,858,881	3,671,889	243,741,293	0
イノベーション創出・創業支援事業	66,805,533	8,914,333	0	57,891,200	0
販路開拓・拡大支援事業	85,403,520	22,797,388	2,159,259	60,446,873	0
人材確保・育成支援事業	20,582,619	603,000	1,512,630	18,466,989	0
経営課題解決支援事業	113,480,391	6,544,160	0	106,936,231	0
施設管理運営事業	129,328,003	0	129,328,003	0	0
産業振興センター管理運営事業	129,328,003	0	129,328,003	0	0
共通	104,546,680	0	0	0	104,546,680
収益事業等会計	78,352,237	16,602,892	57,423,937	4,324,000	1,408
施設事業	9,562,267	9,560,971	0	0	1,296
シューズ産業販路開拓支援事業	39,538,300	7,041,921	28,172,267	4,324,000	112
その他事業	29,251,670	0	29,251,670	0	0
法人会計	42,368,613	0	4,921,590	34,476,389	2,970,634
管理業務	42,368,613	0	4,921,590	34,476,389	2,970,634
合 計	640,867,596	55,461,773	195,345,419	282,541,682	107,518,722

7 事業別支出明細書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位:円)

科 目	合 計	内 訳	
		人件費	物件費
公益目的事業会計	519,485,809	118,284,182	401,201,627
中小企業等支援事業	286,111,285	111,284,909	174,826,376
イノベーション創出・創業支援事業	66,131,970	14,213,881	51,918,089
販路開拓・拡大支援事業	86,371,545	20,833,752	65,537,793
人材確保・育成支援事業	21,181,626	14,152,707	7,028,919
経営課題解決支援事業	112,426,144	62,084,569	50,341,575
施設管理運営事業	133,374,524	6,999,273	126,375,251
産業振興センター管理運営事業	133,374,524	6,999,273	126,375,251
共通	100,000,000	0	100,000,000
収益事業等会計	78,241,682	22,322,224	55,919,458
施設事業	9,451,712	222,245	9,229,467
シューズ産業販路開拓支援事業	39,538,300	21,061,515	18,476,785
その他事業	29,251,670	1,038,464	28,213,206
法人会計	38,202,610	29,159,732	9,042,878
管理業務	38,202,610	29,159,732	9,042,878
合 計	635,930,101	169,766,138	466,163,963

8 収 支 計 算 書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
基本財産運用収入	5,693,921
特定資産運用収入	9,144
事業収入	238,314,492
補助金収入	282,541,682
負担金収入	12,492,700
雑収入	1,014,321
事業活動収入計	540,066,260
2. 事業活動支出	
事業費支出	494,891,306
管理費支出	36,578,920
事業活動支出計	531,470,226
小 計	8,596,034
法人税、住民税及び事業税支出	122,000
事業活動収支差額	8,474,034
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	
基本財産預金取崩収入	100,801,336
投資活動収入計	100,801,336
2. 投資活動支出	
投資有価証券購入支出	100,000,000
特定資産取得支出	4,337,875
投資活動支出計	104,337,875
投資活動収支差額	△ 3,536,539
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	
財務活動収入計	0
2. 財務活動支出	
財務活動支出計	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	0
当期収支差額	4,937,495
前期繰越収支差額	125,087,399
次期繰越収支差額	130,024,894

9 財務状況の推移

(平成29年度～令和元年度)

(単位:千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	30→元増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	22,715	△ 8,041	702	8,743
		経常収益	836,707	543,410	552,151	8,741
		うち公益	652,258	415,424	428,447	13,023
		うち公益以外	184,449	127,986	123,704	△ 4,282
		経常費用	816,968	551,451	551,449	△ 2
		うち事業費(公益)	640,353	425,131	431,676	6,545
		うち事業費(公益以外)	133,398	88,215	79,753	△ 8,462
		うち管理費(公益)	0	0	0	0
		うち管理費(公益以外)	43,217	38,105	40,020	1,915
		評価損益等	2,976	0	0	0
		当期経常外増減額	0	0	0	0
		経常外収益	0	100,000	0	△ 100,000
		経常外費用	0	100,000	0	△ 100,000
		法人税、住民税及び事業税	159	122	122	0
	当期一般正味財産増減額	22,556	△ 8,163	580	8,743	
	一般正味財産期首残高	110,413	132,969	124,806	△ 8,163	
	一般正味財産期末残高	132,969	124,806	125,386	580	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	△ 3	△ 2	△ 2	0
		指定正味財産増加額	4,560	105,007	6,495	△ 98,512
		指定正味財産減少額	4,563	105,009	6,497	△ 98,512
うち一般正味財産振替額		△ 4,563	△ 105,009	△ 6,497	98,512	
指定正味財産期首残高		636,075	636,072	636,070	△ 2	
指定正味財産期末残高		636,072	636,070	636,068	△ 2	
正味財産期首残高		746,488	769,041	760,876	△ 8,165	
当期正味財産増減		22,553	△ 8,165	578	8,743	
正味財産期末残高	769,041	760,876	761,454	578		
貸借対照表	資産合計	965,704	938,575	893,437	△ 45,138	
	流動資産	285,359	250,317	204,906	△ 45,411	
	固定資産	680,345	688,258	688,531	273	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	196,663	177,699	131,984	△ 45,715	
	流動負債	158,922	136,475	86,422	△ 50,053	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	37,741	41,224	45,562	4,338	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	769,041	760,876	761,454	578	
	指定正味財産	636,072	636,070	636,068	△ 2	
一般正味財産	132,969	124,806	125,386	580		

V. 令和2年度事業計画

1 事業計画

日本経済は、輸出が弱含む中、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いており、新型コロナウイルス感染症による全国的なイベントの中止や訪日観光客の減少等により、大きな影響を受けている。特に中小企業の景況は、売上の減少、取引先の事業停止、仕入困難等により、業種を問わず深刻なものとなっている。

こうした状況の下、当財団では地域の中小企業の成長・発展を支援するため、地域の関係機関・団体との連携をさらに強化しつつ、市の産業振興行政の一翼を担う団体として、経営課題の解決、販路開拓・拡大の支援、新分野進出の支援、イノベーションの創出、起業・創業の支援、人材確保・育成の支援等の各種施策を着実に推進していく。

令和2年度は、①新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、神戸市等との連携を密にしつつ機動的な中小企業支援策を実施するとともに、②事業承継の円滑化をはかるために公認会計士等M&Aに精通した専門家を追加し、後継者不在企業の第三者承継を促進する等、中小企業のニーズに的確に対応した伴走型支援に取り組んでいくほか、③令和3年度からはじまる新たな中期経営計画の策定を行う。また、神戸市産業振興センターの指定管理者として、引き続き利用促進とサービス向上に努める。

1. 公益目的事業

(1) 中小企業等支援事業

ア イノベーションの創出

「神戸起業操練所」の運営

目的：多様な人材が交流・融合する“場と機会”を提供することにより、起業・新事業を創出する

施策：企業・社員，大学・学生，起業家，クリエイターなどを対象としたワークショップ，実務セミナー・交流会等の総合的な支援

(目標値) 新事業・新規企業数 100件

イ 起業・創業の支援

(ア) 神戸開業支援コンシェルジュ

目的：創業の裾野を拡大する

施策：当財団が中心となり，支援機関の連携でセミナー，専門相談，オフィス（インキュベーション施設）の提供等の実施

・（目標値）創業件数 150 件

(イ) インキュベーション施設（神戸ハーバーオフィス）の提供等

目的：創業希望者や創業期企業を育成する

施策：神戸市産業振興センター内での事業スペースの提供
専門家による経営支援

（目標値）入居率 90%

ウ 新分野進出の支援

(ア) 航空機産業参入支援事業

目的：今後大きく成長することが見込まれる航空機産業への地元中小製造業の参入をさらに促進する

施策：将来に向けた一貫生産体制の構築を目標に，地元中小製造業グループの品質保証体制や製造技術力強化等の支援

(イ) 水素産業参入支援事業

目的：今後長期的に成長することが見込まれる水素関連産業への地元中小製造業の参入を促進する

施策：事業化支援や実証事業を通じた大手メーカー等からの受注促進

(ウ) 海洋産業参入支援事業

目的：将来的に成長の可能性がある海洋関連産業について，地元中小企業の参入機運を高める

施策：企業や関連機関のネットワーク形成を行うためのセミナーやワークショップ，企業ヒアリング，海洋関連研究機関のニーズ掘り起こし，試作品開発支援等

エ 販路開拓・拡大の支援

(ア) 神戸発・優れた技術

目的：認定企業の販路開拓等を支援する

施策：・引き続き優れた技術や製品を有する市内中小製造業を，「神戸発・優れた技術」として認定

・初回認定から 10 年ごとに認定企業の技術を再認定

・認定企業の技術・製品や強みをわかりやすく紹介する広報媒体によ

り、全国に発信
・販路開拓・拡大や人材確保・育成などの様々な支援
(目標値) 認定企業総数 113社

(イ) 神戸セレクション

目的：神戸らしいお洒落で良質な商品を公募・選定し、新たな神戸ブランドの創出，販路開拓・拡大の支援をはかる
施策：インターネットショッピングモールや百貨店等での展示販売会等の実施
(目標値) 百貨店・インターネット売上額 13億円

(ウ) 大手企業等とのビジネスマッチング

目的：中小企業の主要な経営課題である「販路開拓」を支援する
施策：国内外市場の動向等に関する調査等も踏まえた大手企業等とのビジネスマッチング等の実施

①成長産業分野への中小製造業の参入促進支援

航空機産業や水素産業等今後成長が期待される産業分野において、大手川下企業と技術シーズの提案が可能な市内中小製造業のマッチングを行う。

②新たな中小企業販路開拓支援事業

- ・神戸商工会議所等と連携による
全国レベルのバイヤー招聘個別商談会の共同開催
市営地下鉄の駅構内スペース等を活用した「販売チャレンジパイロットショップ」の共同運営
(目標：10年間で市内中小企業延べ5,000社に販路開拓機会の提供)
- ・台湾での神戸製品のPR

オ ものづくり人材確保・育成の支援

(ア) 無料職業紹介事業「KOBEM無料職業紹介所(はたらこうべ)」

目的：人手不足に悩む中小製造業者のものづくり人材の確保を支援する
施策：工業高等専門学校や工業高校，大学等と連携した神戸地域で働きたい方と中小製造業者とのマッチングの実施
(目標値) マッチング件数 100件

(イ) 人づくり研修

目的：体系的な研修の実施が困難な中小製造業者における人材の育成と定着を支援する
施策：若手従業員やリーダー等を対象とした基礎研修の実施
(目標値) 受講者数 200名

(ウ) 工業高校生の中小企業へのインターンシップ等

目的：市内中小製造業者と市立工業高校（科学技術高校，神戸工科高校）と連携し，優れた技術力を発揮するものづくり人材の育成を支援する

施策：インターンシップや企業実習

(エ) 神戸マイスター

目的：市が「神戸マイスター」と認定した全国的に通用する卓越した技術・技能者の社会的認知の向上をはかる

優れた技術・技能を継承・発展させる人材の育成を支援する

施策：・「神戸マイスターフェスティバル」「神戸マイスター交流サロン」等の実施

・「ゲストティーチャー制度」等での後進指導

カ 経営課題の解決支援

(ア) 専門家派遣

目的：中小企業等に必要な専門家を派遣し，経営に関する多様な課題の解決を支援する

施策：・非製造業を中心に中小企業全体の生産性向上を図るためのITツール等の導入支援（神戸商工会議所と連携し，啓発・ニーズの掘り起こしを行い，「ITコーディネータ」等の専門家を派遣する。）

・個別企業：経営革新，開業，ISO認証取得等

・団体・グループ：商店街・小売市場の活性化等

（目標値）派遣件数 38件

(イ) 出張型中小企業成長支援事業

目的：地元金融機関と連携し，次代の有望企業を発掘・支援する

施策：企業へのヒアリングによりニーズを把握し，支援策の提案や柔軟な支援を展開

(ウ) 100年経営支援事業

目的：中小企業の事業承継の円滑化をはかる

施策：・企業ヒアリングによる事業承継ニーズの掘り起こし

・専門家による訪問支援

・後継者不在企業と起業家等外部人材とのマッチング

・公認会計士等M&Aに精通した専門家を追加し，後継者不在企業の第三者承継を促進する（令和2年度から実施）。

(エ) 中小企業実態把握調査

目的：中小企業の経営課題や支援ニーズを的確に把握し、今後の事業展開に活かす

施策：・中小企業の経営者へヒアリング調査
・当財団の支援施策の周知

(目標値) 調査件数 200社

(オ) ワンストップ相談窓口

目的：市内中小企業者の新型コロナウイルス感染症対策等の様々な経営課題に対応するための相談および案内を行う

施策：・「ひょうご・神戸経営相談センター」(神戸商工会議所、(公財)ひょうご産業活性化センターと連携)における、県・市・商工会議所等支援施策の総合的な案内

- ・神戸商工会議所と連携した、経営・金融に関する相談等
- ・技術士による専門家による相談(技術士会と連携)
- ・金融相談窓口(財団)における、県中小企業融資制度等の支援施策の案内

(カ) セミナー・研修

目的：中小企業に従事する人材の能力向上をはかる

施策：パソコン講座のほか、中小企業支援機関等と連携し神戸市産業振興センターにおいて、セミナー・研修を開催

(キ) 産学官連携事業

①神戸生産技術研究会

目的：機械金属加工関係の大手・中小企業の技術者を中心に、大学、大手企業の研究所、公設試験研究機関等の研究者が加わった産学官の技術研究グループが、技術交流及び中小企業への技術移転を推進する。

施策：生産システム・加工技術・情報処理技術等をテーマにした研究会や見学会の開催

②神戸産学官交流会

目的：新たな事業展開や技術開発に意欲的な企業の経営者等、産学官交流に理解のある学識経験者、および行政が加わった「神戸産学官交流会」において、知識・情報・技術及び人材の交流を促進し、地域産業の活性化をはかる。

施策：講演会や見学会を実施

(2) 施設の管理運営

神戸市産業振興センターの管理運営

令和2年度は、第4期指定管理の最終年となる。

引き続き、中小企業振興の総合的な拠点施設として会議室、レセプションルーム等の利用促進をはかるとともに、利用者の視点に立った、より安全・安心で快適なサービスの提供を行う。

<具体的な内容>

- ・市が行うホールの耐震化等工事に合わせ客席の補修とクリーニングを実施
- ・会議室のマイクロホンシステムデジタル化および照明LED化
- ・備品・カーペットの更新等

(目標値) 使用料収入 50,000 千円

2. 収益事業等

(1) 施設事業

神戸市産業振興センターにレストランと自動販売機を設置し、施設利用者の利便性の向上をはかる。

(2) シューズ産業販路開拓支援事業

神戸市から受託するケミカルシューズ産業の販路開拓支援事業として、

- ①「神戸シューズ」の百貨店販売会 ②インターネット販売等による支援を行う。

2 経営改善の取組状況

神戸市の中小企業支援センターとして、様々なニーズに対応した支援策を効果的・効率的に実施していくため、第5次中期経営計画（平成28年度～令和2年度）に基づき、以下の観点から経営改善に取り組んでいる。

(1) 中小企業支援サービスの充実

神戸市や関係機関との役割分担の明確化および連携強化により、施策の相互補完、事業の効率化、相乗効果発揮をはかっている。

- ① 神戸市産業振興センター1階の「ひょうご・神戸経営相談センター」において、新型コロナウイルス感染症対策等国・県・市・商工会議所等の支援施策の総合的な案内を行っている。
- ② 事業承継支援では、企業ヒアリングによりニーズを掘り起こし、専門家による訪問支援を行っている。また、令和2年度より公認会計士などM&Aに精通した専門家を追加し、後継者不在企業の第三者承継を促進している。
- ③ 中小企業全体の生産性向上をはかるため、経営課題の解決支援として、ITコーディネータ等の専門家の派遣を行い、ITツール導入支援を行っている。
- ④ 地元金融機関と連携し、支援策の提案や柔軟な支援を行う出張型の中小企業成長支援事業において、訪問先企業の課題に対し、後継者候補とのマッチングや、「神戸セレクション」等財団事業の活用の案内、「専門家派遣」を活用した課題解決を支援している。

(2) 組織力強化と業務効率向上

事務事業を効果的・効率的に実施するため、組織体制を柔軟に見直している。また、組織力強化のため民間人材の積極的な活用や、優秀な人材の登用に努め、職員の能力およびモチベーションの向上をはかっており、令和2年度は次の取り組みを行っている。

- ① 業務遂行力を向上させるため、嘱託職員3名を固有職員に採用するとともに、固有職員2名を役職者（担当課長1名、主査1名）に登用した。
- ② 働き方改革への取り組みを進め、労働生産性の向上をはかり、労働者にとって働きやすい環境の整備に努めていく。

(3) 財政基盤の強化

事務事業の見直しに努めるとともに、自主事業の拡大等財政基盤の強化をはかっている。

3 事業別予定収支明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:千円)

科 目	収 入	支 出	収支差額
公益目的事業会計	433,725	438,142	△ 4,417
中小企業等支援事業	299,404	307,102	△ 7,698
イノベーション創出・創業支援事業	70,223	71,208	△ 985
販路開拓・拡大支援事業	96,391	100,310	△ 3,919
人材確保・育成支援事業	21,828	21,830	△ 2
経営課題解決支援事業	110,962	113,754	△ 2,792
施設管理運営事業	131,413	131,040	373
産業振興センター管理運営事業	131,413	131,040	373
共通	2,908	0	2,908
収益事業等会計	72,258	72,215	43
施設事業	10,820	10,817	3
シューズ産業販路開拓支援事業	30,579	30,539	40
その他事業	30,859	30,859	0
法人会計	35,969	35,500	469
管理業務	35,969	35,500	469
当期合計	541,952	545,857	△ 3,905

4 予定正味財産増減計算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	5,385
特定資産運用益	10
事業収益	236,207
受取補助金	285,924
受取負担金	15,220
受取寄付金	2
雑収益	5
賞与引当金戻入額	11,269
経常収益計	554,022
(2) 経常費用	
事業費	516,300
管理費	37,600
経常費用計	553,900
評価損益等調整前当期経常増減額	122
評価損益等計	0
当期経常増減額	122
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	122
法人税、住民税及び事業税	122
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	110,413
一般正味財産期末残高	110,413
II 指定正味財産増減の部	
受取補助金等	0
基本財産運用益	5,385
一般正味財産への振替額	△ 5,387
当期指定正味財産増減額	△ 2
指定正味財産期首残高	636,063
指定正味財産期末残高	636,061
当期正味財産増減額	△ 2
正味財産期首残高	746,476
III 正味財産期末残高	746,474

5 予定貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	193,653	未払金	50,000
未収入金	500	前受金	5,000
未収金	5,000	預り金	30,000
前払費用	1,300	賞与引当金	11,800
流動資産合計	200,453	流動負債合計	96,800
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	44,300
投資有価証券	628,168	固定負債合計	44,300
定期預金	7,886	負債合計	141,100
基本財産合計	636,054		
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
什器備品	7	1. 指定正味財産	
退職給付引当資産	44,300	寄付金	636,054
普通預金	6,517	受贈什器備品	7
特定資産合計	50,824	(うち基本財産への充当額)	(636,054)
(3) その他固定資産		(うち特定資産への充当額)	(7)
什器備品	243	指定正味財産合計	636,061
その他固定資産合計	243	2. 一般正味財産	
固定資産合計	687,121	一般正味財産	110,413
		(うち基本財産への充当額)	(0)
		(うち特定資産への充当額)	(6,517)
		正味財産合計	746,474
資産合計	887,574	負債及び正味財産合計	887,574

6 事業別予定収入明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:千円)

科 目	合 計	内 訳			
		事業収入	受託料収入	補助金収入	その他収入
公益目的事業会計	433,725	40,401	138,236	252,180	2,908
中小企業等支援事業	299,404	40,401	6,823	252,180	0
イノベーション創出・創業支援事業	70,223	9,065	0	61,158	0
販路開拓・拡大支援事業	96,391	24,581	5,000	66,810	0
人材確保・育成支援事業	21,828	600	1,823	19,405	0
経営課題解決支援事業	110,962	6,155	0	104,807	0
施設管理運営事業	131,413	0	131,413	0	0
産業振興センター管理運営事業	131,413	0	131,413	0	0
共通	2,908	0	0	0	2,908
収益事業等会計	72,258	12,055	55,859	4,339	5
施設事業	10,820	10,815	0	0	5
シューズ産業販路開拓支援事業	30,579	1,240	25,000	4,339	0
その他事業	30,859	0	30,859	0	0
法人会計	35,969	0	4,876	29,405	1,688
管理業務	35,969	0	4,876	29,405	1,688
合 計	541,952	52,456	198,971	285,924	4,601

7 事業別予定支出明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:千円)

科 目	合 計	内 訳	
		人件費	物件費
公益目的事業会計	438,142	115,240	322,902
中小企業等支援事業	307,102	112,996	194,106
イノベーション創出・創業支援事業	71,208	21,715	49,493
販路開拓・拡大支援事業	100,310	23,012	77,298
人材確保・育成支援事業	21,830	13,373	8,457
経営課題解決支援事業	113,754	54,896	58,858
施設管理運営事業	131,040	2,244	128,796
産業振興センター管理運営事業	131,040	2,244	128,796
共通	0	0	0
収益事業等会計	72,215	20,335	51,880
施設事業	10,817	300	10,517
シューズ産業販路開拓支援事業	30,539	18,260	12,279
その他事業	30,859	1,775	29,084
法人会計	35,500	23,822	11,678
管理業務	35,500	23,822	11,678
合 計	545,857	159,397	386,460

8 収 支 予 算 書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
基本財産運用収入	4,584
特定資産運用収入	10
事業収入	236,207
補助金収入	285,924
負担金収入	15,220
寄付金収入	2
雑収入	5
事業活動収入計	541,952
2. 事業活動支出	
事業費支出	510,357
管理費支出	35,500
事業活動支出計	545,857
小 計	△ 3,905
法人税、住民税及び事業税支出	122
事業活動収支差額	△ 4,027
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	
基本財産取崩収入	801
特定資産取崩収入	6,100
投資活動収入計	6,901
2. 投資活動支出	
特定資産取得支出	2,000
投資活動支出計	2,000
投資活動収支差額	4,901
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	
財務活動収入計	0
2. 財務活動支出	
財務活動支出計	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	0
当期収支差額	874
前期繰越収支差額	117,554
次期繰越収支差額	118,428

VI. 令和元年度主要事業計画・実績比較

事業名	事業計画	実績	備考
神戸起業操練所	100件	76件	新事業・新規企業数
開業支援コンシェルジュ等	145件	117件	創業件数
KOBE無料職業紹介所 (はたらこうべ)	100件	69件 (採用17件)	マッチング件数
専門家派遣	36件	47件	派遣件数
神戸市産業振興センター 管理運営事業	379千人	335千人	利用者数

Ⅶ. 主要事業の推移（平成29年度～令和元年度）

事業名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
神戸起業操練所	25件	39件	76件	新事業・新規企業数
開業支援 コンサルジュ等	108件	128件	117件	創業件数
KOBE 無料職業紹介所 (はたらこうべ)	41件 (採用15件)	71件 (採用15件)	69件 (採用17件)	マッチング件数
専門家派遣	46件	43件	47件	派遣件数
神戸市産業振興センター 管理運営事業	382千人	376千人	335千人	利用者数

公益財団法人 神戸市産業振興財団の組織改正について
(令和2年9月1日付)

本格的な人口減少社会の到来、グローバル化の進展に伴うサプライチェーンやマーケットの変容など、わが国の社会経済情勢が大きな構造変化に直面する中、本市の中小事業者はこれら諸課題への対応に加え、人手不足や後継者不足、さらには働き方改革や新型コロナウイルス禍による業績変動への対応に迫られるなど、これまで以上に厳しい経営環境に置かれている。

このような中、益々多様化する市内中小事業者のニーズに対し、これまで以上に効果的な支援策を展開していくため、部局横断的な視点で当財団の事業を再構築し、組織再編を含めた経営戦略、広報・広聴戦略等の企画・立案を所管する経営企画部を新設する。

また、新たな働き方へ対応し、就業環境を向上させるとともに、採用・研修・評価制度等の人事制度改革を進めるため、労務・人事担当主査を総務部総務課に新設する。

現 行	改 正 案
総務部 総務課 施設管理課 金融相談課	総務部 総務課 <u>労務・人事担当主査</u> 施設管理課 金融相談課
商業・ものづくり支援部 (略)	<u>経営企画部</u> <u>経営企画課</u> <u>主査</u> 商業・ものづくり支援部 (略)
創業・新事業支援部 創業支援課 <u>創業支援担当課長</u> 新事業創造課 成長支援担当課長	創業・新事業支援部 創業支援課 新事業創造課 成長支援担当課長

以上